

立総企第 1477 号  
令和 5 年 1 月 20 日

議員各位

立川市長 清水 庄平  
(公印省略)

**立川飛行場への陸上自衛隊V-22オスプレイの飛来について（要請）**

標記の件について、下記のとおり要請を行いましたので、お知らせします。

記

1. 件名 立川飛行場への陸上自衛隊V-22オスプレイの飛来について（要請）
2. 要請日 令和5年1月20日（金）
3. 要請先 北関東防衛局長 扇谷 治
4. 要請者 立川飛行場周辺自治体連絡会（幹事：立川市長）
5. 要請内容 別添のとおり
6. 要請方法 北関東防衛局にて手交
7. 北関東防衛局の回答 別添のとおり

問い合わせ先 企画政策課 渡貫 （内）2158

## 立川飛行場への陸上自衛隊V-22オスプレイ飛来について

令和4年11月1日及び2日に北関東防衛局から立川飛行場周辺8市に対し、陸上自衛隊輸送航空隊の技能習得並びに首都圏における大規模災害発生時の人員・物資の緊急輸送等への備えを目的として、陸上自衛隊V-22オスプレイが令和5年1月以降、立川駐屯地内の立川飛行場へ飛来する旨、説明がありました。

このため、去る11月7日に立川飛行場周辺自治体連絡会は、防衛大臣及び北関東防衛局長に対し、周辺住民の安全・安心、生活環境への十分な配慮等について要請したところです。

しかしながら、11月7日のV-22オスプレイの飛来に関する情報発信以後、各市においては市民等や市議会から本件に対する多くの意見が寄せられています。

つきましては、周辺住民の安全・安心、生活環境に十分配慮し、次の事項が実現されますよう、11月7日の要請に加え、改めて下記事項について要請いたします。

### 【1 事前通知】

○飛来の際は毎回、事前通知すること。通知には飛来日時、機数、期間を含めること。

### 【2 安全確保及び経路】

○飛行経路については、住宅密集地を避け、周辺住民に騒音等の被害が発生しないように努めること。

○市街地上空において、回転翼モードや転換モードでの飛行を必要最小限にすること。

○転換モードで飛行する範囲を示し、理由を説明すること。

○場周経路を明示すること。

○V-22オスプレイには1,500mの滑走路が必要といわれている。一方、立川飛行場の滑走路は900mであり、オーバーランを合わせても1,200mである。この立川飛行場における離発着の安全性について見解を示すこと。また、オスプレイの飛来に備え耐熱性向上等の滑走路改修工事の必要性について見解を示すこと。

### 【3 高度】

○V-22オスプレイをはじめ、立川飛行場に離発着する航空機すべてに対して、航空法及び自衛隊法を遵守すること。特に最低安全高度については、飛行場周辺環境が住宅密集地であることを考慮して、飛行すること。

○飛行高度の明示、有視界訓練、計器航法訓練など、訓練により飛行高度が変わる場合はその説明をすること。

【4 その他】

○飛来目的は理解するが、他の飛行場ではなく立川飛行場へ飛来する特段の理由及び訓練内容について、改めて詳細を明らかにすること。

○周辺住民の不安解消に向け、国の責任において、丁寧な説明を行うこと。

令和5年1月20日

北関東防衛局長 扇谷 治 殿

立川飛行場周辺自治体連絡会構成市長

立川市長	清水庄平
昭島市長	白井伸介
小平市長	小林洋子
日野市長	大坪冬彦
国分寺市長	井澤邦夫
国立市長	永見理夫
東大和市長	尾崎保夫
武蔵村山市長	山崎泰大

幹事 立川市長 清水庄平



## 立川飛行場への陸上自衛隊V-22オスプレイ飛来について

### ●立川飛行場周辺自治体連絡会が1月20日に実施した要請に対する、北関東防衛局の回答

#### 【1について】

- 自衛隊が日頃から行っている訓練等による航空機の飛行情報については、例えば、地上からのレーザー光線の照射といった、飛行の安全に支障を及ぼしかねない行為を防ぐため、従前から逐一地元事前に提供しているわけではなく、陸上自衛隊V-22オスプレイについても、公表することは予定しておりませんが、立川駐屯地に初めて飛来する際は、事前に具体的な日時などをできる限り情報提供させていただく予定です。

#### 【2・1について】

- 自衛隊の操縦士は、地域の実情に応じて、病院、市街地、住宅地などを極力回避しながら、上空からの識別が容易な幹線道路、鉄道、河川、海岸線等に沿って、気象条件も考慮しつつ飛行することを基本としており、立川駐屯地へのV-22オスプレイの飛来に際しても、周辺住民の皆様への影響に最大限配慮した運用に努めてまいります。

#### 【2・2について】

- V-22オスプレイについても、他の航空機と同様に立川飛行場の場周経路を使用して離着陸を行います。この場周経路での飛行については、離陸後の加速時や着陸前の減速時のみ転換モードで飛行します。具体的には、離陸の場合は、転換モードで離陸した後、場周経路上で固定翼モードに切り替えることとなり、また着陸の場合は、目的地飛行場の場周経路までは固定翼モードで飛行し、場周経路上で転換モードに切り替え、滑走路を使用し着陸することを考えており、基本的にはこれ以外に転換モードでの飛行を行う予定はありません。

#### 【2・3について】

- V-22オスプレイが場周経路上において転換モードで飛行する場合はあり、離陸及び着陸を最も安全、確実に実施できるタイミングでモード転換を行います。具体的な転換モードへの切り換え地点については、気象状況などの影響を受けるため予めお答えすることは困難です。

#### 【2・4について】

- 場周経路については、「新立川飛行場の運用開始に伴う事前協議」の協議事項でお示しているところですが、北向きに離陸する場合の例を申し上げますと、離陸した後は、

北側の西武拝島線を交点として、東大和駅付近まで東へ向かい、そこから多摩川方向へ南下後、多摩川沿いを西へ飛行し、滑走路へ戻る経路となります。

- その上で、当該場周経路については、立川飛行場を使用する海上保安庁、警視庁及び東京消防庁の航空機も自衛隊機と同様に使用しています。

#### 【2・5について】

- V-22 オスプレイを配備する場合には、1,500mの滑走路が必要と考えていますが、立川駐屯地への配備は考えておりません。
- また、V-22の離着陸に必要な滑走路の長さは、気象状況や機体重量等に応じて変動しますが、立川駐屯地への飛来に際しては、現在の滑走路の長さで十分安全を確保できる状態でのみ運用します。
- なお、オスプレイの排気については、排気が地上に直接当たらないように制御する排気デフレクタを有していることに加え、整備後の地上試運転等を実施する木更津駐屯地とは運用形態が異なることから、V-22の立川駐屯地への飛来に際して、排気熱等による滑走路への影響は生じないと考えていることから、滑走路の改修工事は予定しておりません。

#### 【3について】

- 自衛隊機の飛行にあたっては、最低安全高度を含め、民間機と同様に航空法を遵守しており、V-22 オスプレイについても同様の運用を行うとともに、周辺住民の皆様への影響に配慮した運用に努めてまいります。
- また、飛行高度については、「新立川飛行場の運用開始に伴う事前協議」の協議事項でお示ししているところですが、V-22についても、原則として滑走路の東側の場周経路を高度約1800ft（約540m）で飛行します。なお、訓練内容により、場周経路での飛行高度が変わることはありません。

#### 【4・1について】

- 立川駐屯地は、各防災関係機関の施設を集約した「広域防災基地」の中核として、災害情報の収集・連絡や救援活動等を行う自衛隊飛行場としての性格を有しています。
- このため、首都圏において大規模災害が発生した際には、V-22 オスプレイにより、人員・物資の緊急輸送等の任務飛行を行うことが考えられることから、立川駐屯地において、離着陸等に習熟しておくことが必要であると考えています。

- また、立川駐屯地においては、当面の運用として以下の訓練を予定しています。
  - ① 事前に定めた経路、飛行時間、飛行高度等のとおりにより目的地まで飛行するための操縦技法を習得する航法訓練
  - ② 航空機の姿勢、高度、位置及び進路の測定を計器にのみ依存して飛行する計器航法訓練
  - ③ 離陸や着陸時の操縦技法を習得する離着陸訓練
  - ④ 人員及び物資を搭載・輸送し、展開する機動展開等訓練

【4・2について】

- V-22オスプレイについては、陸上自衛隊において各種SNSや動画を活用した情報発信を行っています。また、当局においても、ホームページにおいて、その安全性に関する動画や関連資料等を掲載し、ご理解を深めていただけるよう努めており、今後とも適切な情報提供に努めてまいります。